

教員免許更新制の発展的解消に伴う免許状の取り扱いについて

○ 教員免許更新制の廃止

教員免許更新制は、平成 21 年 4 月 1 日より導入され、教員免許状に一定の有効期間が付し、有効性を維持するためには所定の手続（更新講習の受講と免許管理者への更新等申請）が必要でしたが、本制度は令和 4 年 7 月 1 日付けで廃止されました。

(1) 免許状の取り扱いについて

廃止に伴い、令和 4 年 7 月 1 日以降は、次のようになりました。

① 授与年月日が令和 4 年 7 月 1 日以後の教員免許状（普通免許状及び特別免許状をいう。以下同じ。）は、生涯有効（有効期間の定めなし）となります。

② 授与年月日が令和 4 年 6 月 30 日以前の教員免許状の有効性は、次表のとおりとなります。

教員免許状（授与年月日が令和 4 年 6 月 30 日以前）の区分	教員免許状の有効性 （令和 4 年 7 月 1 日以降）
<ul style="list-style-type: none">有効期間の満了の日（又は修了確認期限）が令和 4 年 7 月 1 日以降のもの（注 1）旧免許状所持者で休眠状態（注 2）のもの	特に手続を行わなくても生涯有効（有効期間の定めなし）になります。
<ul style="list-style-type: none">有効期間の満了の日が令和 4 年 6 月 30 日以前のもの（注 1）旧免許状所持者で、修了確認期限時点で更新講習受講義務者（現職教員）だった方が、申請期限までに更新せず、期限が切れた場合（注 3）	失効（注 4）

（注 1）新免許状の場合は『すべての教員免許状の中で最も遅い有効期間の満了の日』又は『更新等の証明書に記載された有効期間の満了の日』を確認してください。

旧免許状の場合は『最初に設定された修了確認期限』又は『更新等の証明書に記載された修了確認期限』を確認してください。

（注 2）旧免許状を所持し、修了確認期限時点で更新講習受講義務者（現職教員）でなかった方が、申請期限までに更新しなかった場合、その方の所持する教員免許状は休眠状態（失効はしていないが、更新制のある間は教員として勤務できない状態）となっていました。

（注 3）この場合、期限が切れた際に働いていた都道府県教育委員会に免許状を返納する必要があります。

（注 4）教員免許状は失効しているため、教員として勤務するには教員免許状の再授与申請が必要です。

(2) 自分が所持する教員免許状の有効性が分からない場合

自身が所持する免許状の有効性が分からない場合は以下の手順で確認できます。

① 自分が所持する免許状が新免許状か旧免許状かを確認

免許状に有効期間の満了の日が記載されているかを確認してください。

記載されていれば「新免許状」、記載されていないければ「旧免許状」となります。

② 所持する免許状の期限を確認

・新免許状の場合は『すべての教員免許状の中で最も遅い有効期間の満了の日』又は『更新等の証明書に記載された有効期間の満了の日』となります。

・旧免許状の場合は『最初に設定された修了確認期限』又は『更新等の証明書に記載された修了確認期限』となります。

③ 有効性の確認

(1) 免許状の取り扱いについての表に当てはめて、有効性を確認してください。

※旧免許状所持者で休眠状態か失効か判断できない場合の判別方法

修了確認期限と教員（市町村雇用等も含む）として退職日（定年退職や非常勤等の任期満了日）が同日か

- ・同日でない場合（修了確認期限より前に退職または勤務経験なし）→休眠状態
- ・同日の場合→失効

例）修了確認期限が令和4年3月31日

非常勤講師等の任期満了の日が令和4年3月31日

(3) 再授与等の手続きについて

更新制により失効となった免許状は再授与の申請を行うことで生涯有効（有効期間の定めなし）の免許状として授与されます。また、再授与の申請をする場合は申請書類の一部を省略できる場合があります。

ただし、申請書類の一部省略は元々授与された都道府県教育委員会に再授与申請する場合のみとなっており、その中でも過去に取得した免許状の根拠規定によっては省略できない場合があります。

また、旧免許状を所持し、失効と判別した場合、先に免許管理者（当時の勤務先の都道府県教育委員会）に免許状を返還する必要があります。そのため、当該者は速やかに免許管理者に連絡し、手続きを行ってください。失効の手続きが終わった後、新たに免許状の申請を行ってください。

(4) 免許状の書換について

施行日時点で期限が切れていない新免許状（平成21年4月1日以降に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状をいう。以下同じ。）については、期限が記載されていますが、引き続き有効な免許状として活用できます。よって、改正法に伴う書換えは不要です。

また、旧免許状所持者で休眠状態のもので、免許状が復活した場合も書換は任意になるため、書換を行いたい場合は書換願を提出してください。

※免許状の書換は授与された都道府県教育委員会ではできませんのでご注意ください。

【参考】旧免許状所持者（栄養教諭免許状所持者を除く）の最初の修了確認期限

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間	左記の期間にて更新した者の次回の修了確認期限
1	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日	令和3年3月31日
2	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	令和4年3月31日
3	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	令和5年3月31日
4	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	令和6年3月31日
5	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	令和7年3月31日
6	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	令和8年3月31日
7	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	令和9年3月31日
8	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	令和10年3月31日
9	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	令和11年3月31日
10	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日	平成30年2月1日～令和2年1月31日	令和12年3月31日

※上記の表において、昭和59年4月2日以降に生まれた方については、栄養教諭免許状を持っていない限り 第10グループに該当いたします。

【参考】旧免許状所持者（栄養教諭免許状所持者）の最初の修了確認期限

	免許状を授与された日	最初の修了確認期限
1	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日
2	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日
3	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日
4	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日